

高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として国が定める<u>(削除)</u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>交付要綱</u>」という。)及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「<u>実施要領</u>」という。)に基づき、実施要綱第3の1の地域協議会(以下「<u>地域協議会</u>」という。)が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第17条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、</p>	<p>高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として国が定める<u>森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱</u>(平成25年5月16日付け25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>実施要綱</u>」という。)、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知)及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「<u>実施要領</u>」という。)に基づき、実施要綱第3の1の地域協議会(以下「<u>地域協議会</u>」という。)が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第17条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、</p>

この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第5項、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）～別表第4（第6条、第7条、第13条関係）（省略）

別記第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕

住 所

団体名

代表者 氏 名

生年月日

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付申請書

この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第5項、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

別表第1（第4条関係）～別表第4（第6条、第7条、第13条関係）（省略）

別記第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕

住 所

団体名

代表者 氏 名

生年月日

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の交付を受けたいので高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第1-1号様式、別添）
- (2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

令和 年度において高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の交付を受けたいので高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第1-1号様式、別添）
- (2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

（新設）

- (3) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書
(別記第1-2号様式)
- (4) 市町村が本事業の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第1-1号様式

事業計画書
(変更事業計画書)
(事業実績報告書)

1 事業計画 (実績)

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の内容

ア 高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の補助金総括表 (又は実績)

区分	交付単価 (円/ha、 円/m 又は 円/活動組 織) 注1	対象森 林面積 等 (ha) 注2	交付額 (円)	交付 対象 組織 数	備考
活動推進費	18,750	—			
地域環境保全タ イプのうち里山 林保全	20,000				
	19,000				
	18,000				

- (3) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書
(別記第1-2号様式)
- (4) 市町村が本事業の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第1-1号様式

事業計画書
(変更事業計画書)
(事業実績報告書)

1 事業計画 (実績)

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の内容

ア 高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の補助金総括表 (又は実績)

区分	交付単価 (円/ha、 円/m 又は 円/活動組 織) 注1	対象森 林面積 等 (ha) 注2	交付額 (円)	交付 対象 組織 数	備考
活動推進費	(新設)	—			
地域環境保全タ イプのうち里山 林保全	(新設)				

地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備	47,500				
	44,000				
	40,500				
森林資源利用タイプ	20,000				
	19,000				
	18,000				
森林機能強化タイプ	100				
関係人口創出・維持タイプ	8,000	—			
合計	—	—			
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の実施面積	—		—	—	—
当該年度に長期にわたり手入れをされてなかったと考えられる里山林を整備した面積	—		—	—	—

(注) 1～6 (省略)

イ～3 (省略)

第1-2号様式～第7号様式(第11条関係)(省略)

地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備	(新設)				
森林資源利用タイプ	(新設)				
森林機能強化タイプ	(新設)				
関係人口創出・維持タイプ	(新設)	—			
合計	—	—			
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の実施面積	—		—	—	—
当該年度に長期にわたり手入れをされてなかったと考えられる里山林を整備した面積	—		—	—	—

(注) 1～6 (省略)

イ～3 (省略)

第1-2号様式～第7号様式(第11条関係)(省略)